

令和6年度 部活動に係る活動方針

2024.4 那賀町立相生中学校

学 校 教 育 目 標

一人一人が夢と希望に向かって「主体的に生きること」「自他を生かすこと」ができる、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな生徒を育てる。

運 動 部 活 動 の 活 動 方 針

- 1 豊かな人間性や社会性の育成をめざす。
望ましい人間関係を深めるとともに、仲間や相手、自分を支えてくれる人に感謝する心を持ち、友情、思いやり、スポーツマンシップのほか、集団生活のルールを身につけるなど、協調する心を養う。
- 2 健全な生活の維持と体力の向上をめざす。
心身の健康増進、体力の向上、専門的技能の習得のほか、生涯にわたって豊かなスポーツライフに親しむための基盤づくりを行う。
- 3 確かな学力の育成をめざす。
運動をとおして、よりよく問題を解決しようと試行錯誤を重ねることで、思考力、判断力を高め、継続する力を身につけ、学力向上にも生かす。

主 に 「 運 営 」 に 関 す る こ と

- 1 <設置している運動部>
(1)部活動として設置
①剣道部 ②ソフトテニス部 ③卓球部 ④バレーボール部 ⑤野球部
(2)部活動以外として設置
①陸上部
- 2 <指導体制>
(1)各部に複数の顧問を配置する。
- 3 <顧問会議、キャプテン会議等>
(1)顧問会議は、必要に応じて開催する。
(2)キャプテン会議は、必要に応じて開催する。
- 4 <保護者、地域との連携>
(1)那賀町からの補助金については、年度当初に事業計画案と予算案を立て、年度末に那賀町教育委員会へ報告を行う。
(2)体育後援会費は、部活動登録生徒1名に対して年間3,000円を集金し、年度当初に事業計画案と予算案を立て、年度末に監査を行い、PTA体育後援会総会において報告を行う。
(3)保護者会は、必要に応じて開催する。

主に「活動」に関すること

1 〈活動計画〉

- (1)顧問は、毎月の活動予定を作成し、管理職に提出する。
- (2)顧問は、大会の結果を教職員に報告する。

2 〈活動日、休養日〉

- (1)1週間のうち、平日に1日(木曜日)、週末に1日(土曜日または日曜日)の休養日を設ける。
- (2)長期休業中は、連続3日以上休養日を設ける。
- (3)休養日の設定は、大会日程、気象状況、学校行事等を考慮し、柔軟に対応する。

3 〈活動時間〉

- (1)平日の練習は、放課後の2時間程度を目安とする。
- (2)休日や長期休業中の練習は、3時間程度を目安とする。
- (3)放課後に練習時間を十分に確保できる場合は、始業前の活動は控える。

4 〈安全対策、事故防止〉

- (1)活動は、礼に始まり礼に終わる意識を徹底する。
- (2)顧問不在の練習は、原則行わない。
- (3)定期的に、設備、用具等の点検を実施する。
- (4)気象警報発令時は、活動は控える。

5 〈校外での大会や練習〉

- (1)主要大会(県新人大会、県選手権大会、県総合体育大会等)以外の各種大会への出場機会の見直しを図る。